

鳥取県告示第824号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成20年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥取グリーンシティ

鳥取市若葉台北6-1

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

変更前 イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1 取締役 代表執行役社長 岡田 元也

株式会社大創産業 広島県東広島市西条町大字吉行字向1-60 代表取締役社長 矢野 博文

変更後 イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1 代表取締役社長 村井 正平

株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14 代表取締役社長 矢野 博文

3 変更年月日

平成20年8月21日

4 変更する理由

小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名が変更となったため

5 届出年月日

平成20年10月21日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

7 縦覧に供する期間

平成20年12月24日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済・雇用政策総室

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部産業振興課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。